

# 令和7年4月1日から入院時の食事療養費の負担額が変わります

入院時食事療養費の窓口負担金

区分		食費		
		3月31まで	4月1日から	
2階病棟	一般（下記以外）		1食 490円	<b>1食 510円</b>
		難病患者	1食 280円	<b>1食 300円</b>
4階病棟	低所得者	住民税非課税「オ」	1食 230円	<b>1食 240円</b>
		及び低所得者（Ⅱ）※入院90日超※2	1食 180円	<b>1食 190円</b>
		低所得者（Ⅰ）※1	1食 140円	<b>1食 140円</b>

入院時生活療養費の窓口負担金

区分		食費		居住費	
		3月31まで	4月1日から		
3階病棟 (療養病棟)	一般（下記以外）		1食 490円	<b>1食 510円</b>	1日 370円  但し、難病患者と 65歳未満の方0円
		難病患者	1食 280円	<b>1食 300円</b>	
	住民税非課税「オ」 及び 低所得者（Ⅱ）※1	入院医療の必要性 が高い人※3	1食 230円	<b>1食 240円</b>	
		又は難病患者 入院90日超※2	1食 180円	<b>1食 190円</b>	
	上記以外の方	1食 230円	<b>1食 240円</b>		
	低所得者（Ⅰ）※1	入院医療の必要性が高い人※3又は 難病患者	1食 110円	<b>1食 110円</b>	
		上記以外の方	1食 140円	<b>1食 140円</b>	
高齢福祉年金受給者・境界層該当者		1食 110円	<b>1食 110円</b>	0円	

※ 全医療機関共通の負担額変更となります。

※1 「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を窓口にご提示ください。  
(オンライン資格確認の同意があれば当院で確認ができます)

※2 直近12か月の入院日数が90日を超えている方で、別途申請し、認定を受けている方です。  
(申請には入院日数が90日超の確認が出来る領収書が必要です)

※3 入院医療の必要性が高い人とは人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人方で医療区分Ⅱ・Ⅲの方  
(該当するかの確認は当院受付にて問い合わせてください)